

# 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人生きがい十和田（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給)

- 第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
  - 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

## (報酬等の額の決定)

- 第4条 この法人の全理事の報酬総額は、各年度1,680万円以内とする。
- 2 この法人の全監事の報酬総額は、各年度20万円以内とする。
  - 3 この法人の常勤理事の報酬月額、別表第1「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。
  - 4 各々の常勤理事の報酬月額は、常勤理事俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。
  - 5 非常勤役員に対する報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
  - 6 各々の監事の報酬月額は、「常勤理事俸給表」及び「非常勤理事の報酬」を勘案して、評議員会において決めるものとする。
  - 7 個々の評議員の報酬は、別表第3「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 監事及び評議員には、会議の通勤に要する交通費として費用の実費を支給し、その計算方法は、別表第4「監事及び評議員の交通費」に定める額とする。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、役員及び評議員出張旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、1日ずつ繰り上がるものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

別表

第1

常勤理事俸給表

号	月額
1	1,400,000円
2	1,200,000円
3	1,000,000円
4	800,000円
5	600,000円

第2

非常勤役員の報酬

理事	(社会福祉法人 生きがい十和田 職員の場合) 支給しない		
	理事会出席の都度	2時間以内	4,000円
	4時間以内	8,000円	
監事	理事会出席の都度	2時間以内	4,000円
		4時間以内	8,000円
	監査会による監査業務	4時間以内	8,000円
		8時間以内	16,000円
	その他の監事業務	2時間以内	4,000円
		4時間以内	8,000円
		6時間以内	12,000円
		8時間以内	16,000円

第3

評議員の報酬

評議員会出席の都度	2時間以内	4,000円
	4時間以内	8,000円

第4

理事（非職員）・監事及び評議員の交通費

区分	旅費交通費
自家用車	10km以内300円
	10kmを超える場合は、1km毎に30円加算する。
公共交通機関	実費
宿泊費	実費